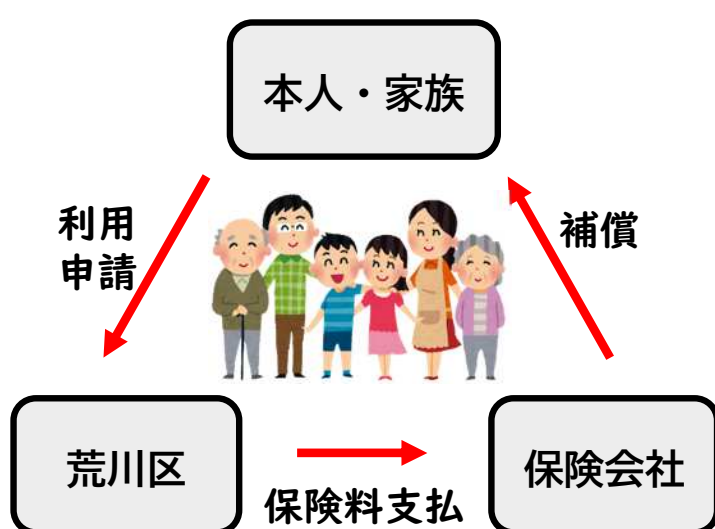


# 荒川区認知症高齢者等 個人賠償責任保険事業

認知症の高齢者等が日常生活における故意ではない事故により、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、これに伴う損害を補償する保険への加入を受け付けています。

※保険料の自己負担はありません。



## <補償内容>

- ・損害賠償責任補償
- ・交通事故による傷害の補償(死亡・後遺障害のみ)
- ・被害者死亡時の見舞金補償

※ただし、事故の状況等によっては、対象とならない場合があります。

## 対象者 … 下記の全てに該当する方



- 荒川区内在住(施設に入所または病院に入院していない)
- 区の住民基本台帳に記録されている40歳以上の方
- 医師に認知症と診断されている方または区所定の「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」の実施結果が20点以上である65歳以上の方

### 申請書の配布場所

- ・荒川区役所2階 高齢者福祉課
- ・荒川区ホームページ



詳細は裏面へ

### <お問い合わせ>

荒川区福祉部高齢者福祉課介護予防事業係  
〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号(本庁舎2階)  
電話番号:03-3802-4034

# 【利用の流れ】



## (1) 準備

- ① 所定の申請書に必要事項を記入  
※保険加入対象者本人以外の緊急連絡先を必ず記入してください。
- ② 医師の診断書を取得（指定書式なし・診断書に係る費用は自己負担）
- ③ 65歳以上で医師の診断書がない方は、区所定の「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を実施（20点以上の方が対象）

## (2) 申請（申請方法は3通り）

### □ 窓口



高齢者福祉課

上記①、②の写しを持参

### □ 郵送



送付先  
高齢者福祉課

上記①、②の写しを送付

### □ 電子申請



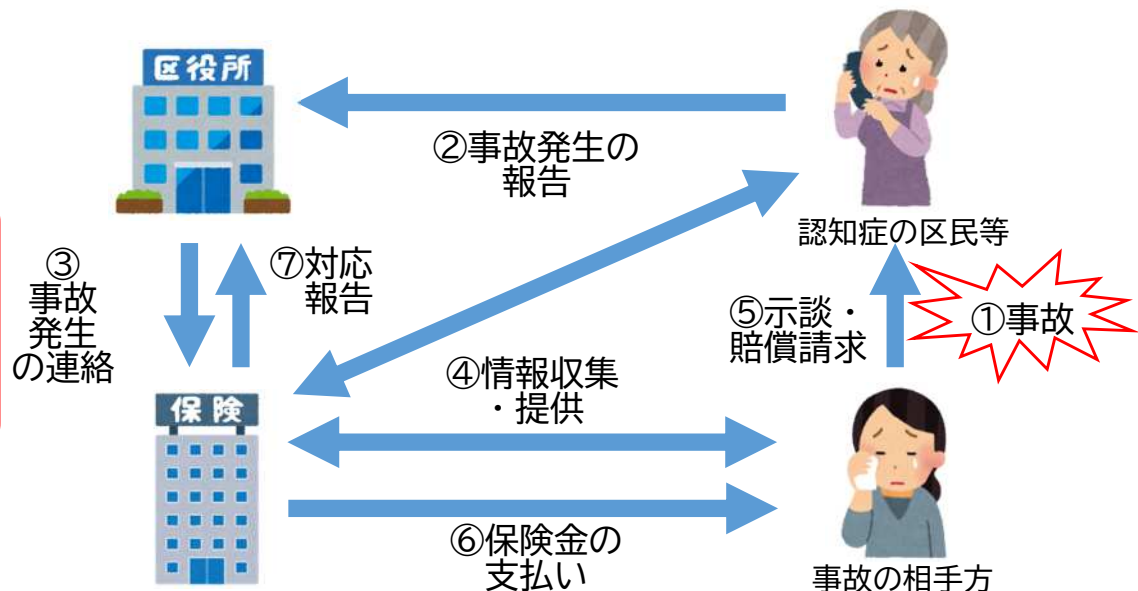
上記②を添付

## (3) 決定通知

区が申請書類等の確認を行い、決定通知を郵送します。

※書類の不備等があった場合は、申請者等にご連絡させていただきます。

## もしもの ときの 流れ



### 注意事項

1. 保険の始期は、保険の加入日（区が事業の利用を承認した日）です。
2. 申請内容に変更があったとき、または被保険者が事業の対象要件に該当しなくなったときは、区所定の変更・廃止届に必要な事項を記入の上、高齢者福祉課まで提出してください。
3. 虚偽の申請や不正が判明した場合、または申請内容が事実と相違した場合、区は事業の利用の決定を取り消すことがあります。